

令和7年度 給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部（以下「当会」という。）では、茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学し、修学意欲がありながら学資金の支払が特に困難と認められる者を対象として、給付奨学生を次のとおり募集します。

[1] 募集概要

1 募集対象

茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者

2 募集締切

令和7年6月30日（月）必着

※ 生徒（申請者）が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますのでご注意ください。

3 採用人数

86名

4 申請資格 次の（1）～（3）までのすべてに該当する者であること

(1) 対象者

茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学し、修学意欲がありながら学資金の支払が特に困難と認められる者

(2) 家計基準

次のアからウまでのいずれかに該当すること

ア 生活保護法による保護を受けている。

イ 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）が、地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされ、又は同法第323条第1項の規定により市町村民税を減免されている。

ウ 世帯の全収入額が収入基準額を下回っている。（〔3〕家計基準について 4～6頁参照）

(3) 学校長の推薦

修学意欲があり、高等学校又は中等教育学校を卒業できる見込みがあると学校長が認める者（高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）の提出が可能な者）

※ 中途退学者の申し出により、給付奨学金を返還していただく事例がありましたので、応募される際には慎重にご推薦ください。

(4) 他の奨学金との併給

可能です。

5 給付金額及び給付方法



(1) 10万円

(2) 奨学生名義の銀行口座へ振り込みます。

<振込予定> 令和7年9月19日（金）

6 申請手続

- (1) 給付奨学生志望者は、給付奨学生申請書（給奨学様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、必要関係書類等を添付して在学している学校長宛にご提出ください。
- (2) 各学校は、「4 申請資格」を満たす者をご推薦ください。
※ 各学校は、高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）を作成し、必要書類の添付を確認するとともに、記入事項、押印〔生徒・親権者又は身元保証人〕の有無を確かめてからご提出ください。（申請時の年齢が18歳以上の場合、身元保証人について記入してください。）
- (3) 各学校は、提出期限内に当会へ書類をご送付ください。

送付先
公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 1F 電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

7 提出書類

- (1) 申請時に必要な書類
 - ア 給付奨学生申請書（給奨学様式1）・・・生徒（申請者）欄は生徒が自署
 - イ 高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4）・・・学校関係者が作成
 - ウ 添付書類・・・親権者又は身元保証人が添付（3頁参照）
 - (2) 採用決定後に必要な書類
給付奨学金銀行振込依頼書（給奨学様式9）・・・奨学生が自署
<預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付>
- ※ 提出された書類は、返却しません。（当会で責任を持って処分します。）

8 奨学生の採用決定

- 「給付奨学生選考委員会」及び「教育振興事業選考委員会」の選考後、理事長が採用を決定し、令和7年8月初旬ごろに、在学している学校を通して本人に通知します。
- ※ 決定通知とは別に「給付奨学生採用決定証」を当会担当者が学校を訪問してお渡します。
- ※ 選考結果に対するお問い合わせには、一切お答えできません。

9 給付の辞退

給付を辞退する場合は、辞退届を学校長名で作成のうえ、ご提出ください。

10 成果報告書の提出

- (1) 給付奨学金を受けた者は、「給付奨学生成果報告書」を学校長へ提出ください。
- (2) 学校長は令和8年1月30日（金）までに当会へご提出ください。

11 給付奨学金の返還

奨学生は次の事項のいずれかに該当した時は、給付奨学金の全額を当年度内に返還していただきます。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- (2) いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
- (3) 休学、転学、留年が適当でないとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないとき

[2] 添付書類

留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 添付書類に不備や当会指定と異なる書類の提出があった場合、判定材料を欠くものとして不採用となり、又は加算の対象となりません。下の1、2を熟読のうえ、該当する書類すべてをご提出ください。 なお、提出期限内に訂正した不備書類を提出できれば申請を受け付けます。○ 添付資料がA4判以外の場合、A4判に用紙を貼り付けてご提出ください。○ 証明書類の取得が募集締切日以降となる場合は、その旨事前にご連絡ください。

1 所得に関する証明書

世帯全員（就学者を除く）の『令和7年度 所得証明書（課税証明書）』（原本）

＊ 源泉徴収票及び確定申告書は不可。

※ 『令和7年度 所得証明書（課税証明書）』は在住の市役所、町村役場等にて、6月中ごろから取得することができます。

なお『令和6年度 所得証明書（令和5年分所得）』は不可となります。

※ 前年の中途又は当年新たに就職・転職（開業・転業を含む）している場合

- ① 給与所得者の場合：直近の給与明細書及び新規勤務先作成の年間収入見込算出表（申請時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、年収（1年分）を算出してください。勤務先代表者の証明印が必要です。）（様式任意）
- ② 給与所得者以外の場合：収入から必要経費を控除して所得を算出したもの（様式任意）

※ 給付奨学生申請書の収入・所得欄には次の金額を記入してください。

- ① 給与所得者・年金受給者の場合は所得証明書の「給与収入金額」
- ② 自営業・農業など給与所得者以外の場合は所得証明書の「給与所得金額」

2 申請資格確認及び収入基準額への「加算額」算出等に必要な諸証明書

下記に該当するものすべてを添付してください。

(1) 生活保護法に基づく保護を受けている場合

・『生活保護受給証明書（福祉事務所長の証明書）』（原本）

(2) 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）の市町村民税が非課税又は減免されている場合

・『令和7年度 非課税証明書』（原本）

＊ 「1 所得に関する証明書」で主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）の証明書が「非課税証明書」の場合は、改めて「非課税証明書」をとる必要はありません。

＊ 「令和6年度 非課税証明書（令和5年分所得）」は不可

＊ 課税証明書等に「非課税」の表記が記載されているものは添付可能

(3) 障害のある人がいる世帯

- ・障害者手帳の写し・・・障害等級表の1級、2級、3級に該当する障害
- ・国民年金証書の写し・・・国民年金法施行令別表の1級、2級に該当する障害

＊ 直近のものを添付

(4) 居住する住居が借家・借間で、家賃支払いがある場合

・賃貸借契約書等の写し又は家賃等の支払いが証明できる書類の写し

＊ 領収書等で提出する場合は、家賃支払いに関する記載があるものの写し

＊ 直近のものを添付

(5) 医療費・居宅介護等の支出がある世帯

・令和6年分の医療費支出及び介護費支出等の実費額が分かる領収書の写し

[3] 家計基準について

「世帯人員の認定」、「世帯の全収入額（就学者を除く）」の算定については次のとおりです。

なお、収入判定については当会が行いますが、「3収入基準額の目安（5頁）」におおむねの基準を示しています。（給付奨学生応募者が募集人数を上回る場合は、給付対象となる収入であっても採用されない場合があります。）

1 世帯人員の認定

世帯人員の認定（申請時の状態で行うものとする。）は次によります。

- (1) 同居・別居を問わず、本人と生計を一にしている家族は同一世帯員とします。
- (2) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とします。
- (3) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とします。
 - ア 主たる家計支持者（収入・所得金額が多い方）が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき
 - イ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき
 - ウ 主として扶養している別居の祖父母
 - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき
- (4) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母が記入されている場合は、同一世帯としません。
- (5) 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を独立生計者として取り扱います。この場合「給付奨学金希望理由等」欄に本人の家庭（両親又は家族）から送金されていない事情等を必ずご記入ください。

2 世帯の全収入額（就学者除く）の算定

親権者が、次により「世帯全員の収入」を「給付奨学生申請書」の「収入・所得（年収）」欄に記入し、各学校が、その記入内容を確認します。

- (1) 給与収入（年金受給者も給与収入で算出します。）
所得証明書（課税証明書）の給与収入金額とします。
 - (2) 給与以外の収入（自営業等）
所得証明書（課税証明書）の給与所得金額とします。
 - (3) 収入に入れないもの
 - ・生徒（申請者）のアルバイトによる収入
 - ・兄弟・姉妹が学生（大学生・専門学校生等）である場合の収入
- ※ 上記（1）「給与収入」又は（2）「給与以外の収入」の収入額から医療費支出の実費額と介護費支出の実費額を差し引いた金額が「世帯の全収入額」になります。

3 収入基準額の目安

(1) 収入基準額表（年額）

（単位：千円）

	世帯人数別金額の目安（本人を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
給与収入	1,692	2,671	3,580	4,383	5,313	6,257
給与以外の収入	1,015	1,687	2,326	3,044	3,709	4,464
	世帯人数別金額の目安（本人を含む）					
	7人	8人				
給与収入	7,142	8,022				
給与以外の収入	5,228	6,020				

- ※ 「給与収入」と「給与以外の収入」では、収入基準額が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 世帯収入が、「給与収入」と「給与以外の収入」の双方ある場合は、「給与収入」者の年収額を「令和7年度 所得証明書」の「給与収入金額」から「給与所得金額」に変更して、給与以外の収入と合算します。

(2) 収入基準額への加算額表（年額）

（単位：千円）

区分	金額	要件
教育扶助	47	小学生1人につき
	92	中学生1人につき
住宅扶助	234	家賃を払っている場合
障害者加算	449	障害程度等級表1級、2級、又は国民年金法施行令別表1級該当
	300	障害程度等級表3級、又は国民年金法施行令別表2級該当
1人親加算	314	父母の一方又は両方が欠けている世帯
高等学校等就学費	96	高校生1人につき（本人は除く）

- ※ 障害者加算及び1人親加算については、同一の者が2個以上の加算事由に該当する場合は、いずれか最も高い加算額のみ加算します。

4 判定方法

「世帯の全収入額（4頁）」が、上記（1）収入基準額表（年額）の額と（2）収入基準額への加算額表（年額）の額を足した金額（収入基準額）を下回れば、家計基準をみたしていると判定します。

5 計算例

○ 家族の状況例

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先(学校名)	年収
父	教弘 二郎	46	会社員	〇〇株式会社	2,501,111円
母	教弘 幸子	41	パート	株式会社□□	500,222円
本人	教弘 三郎	15	高校生	茨城県立〇〇高等学校	0円
弟	教弘 四郎	13	中学生	水戸市立△△中学校	0円
合計	4人				3,001,333円

< 上記世帯の場合 >

① 世帯の全収入 父と母 3,001,333円

② 合計収入基準額 4,475,000円

※合計収入基準額の内訳(5頁参照)

1. 収入基準額表 4人世帯(給与収入) 4,383,000円

2. 加算額 教育扶助(中学生1人) 92,000円

合計 4,475,000円



③ 世帯の全収入 3,001,333円 < 合計収入基準金額 4,484,000円

(収入基準額以下のため申請可)

お問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部 給付奨学金担当 皆川

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館内

電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

※

決定番号					
決定年月日	年	月	日		

給付奨学生申請書

令和7年度

令和 7 年 月 日

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
 理事長 鈴木 岐 殿
 公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部
 支部長 杉山 繁 殿

貴会募集の高等学校等給付奨学生としてご採用いただきたく、申請いたします。
 また、裏面「個人情報の取扱いについて」の事項を確認した承しました。

給付申請金額	10万円
--------	------

生徒(申請者)	フリガナ		性別	生年月日		
	氏名	Ⓜ	男・女	平成	年 月 日 (満 歳)	
親権者又は身元保証人	フリガナ		続柄	本人の ()		
	氏名	Ⓜ				
現住所	〒			TEL ()		

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先(学校名)	収入・所得(年収)	※
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
合計	人		合計		円	

本人及び家族の状況

申請資格確認及び「加算額」算出等に必要な諸証明書(該当する項目の□に✓を記入ください。)

内容	必要な諸証明書
(1) □ 生活保護法に基づく保護を受けている	□ 生活保護受給証明書(原本)
(2) □ 主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免されている	□ 令和7年度 非課税証明書(原本)
(3) □ 家族の中に障害のある人がいる世帯	□ 障害者手帳又は国民年金証書写し
(4) □ 居住する住居が借家・借間で家賃支払いがある世帯	□ 賃貸借契約書写し又は家賃支払いの証明書等(家賃支払いに関する記載があるものの写し等)
(5) □ 医療費・居宅介護等の支払いがある世帯	□ 医療費等領収書の写し(合計 円)
(6) □ 1人親世帯 □ 父母の一方又は両方が欠けている世帯	
(7) □ 家族の中に小・中学校並びに高等学校へ就学している者がいる世帯 □小学生(人) □中学生(人) □高校生(人) 本人を除く	
(8) □ 過去に公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部より給付奨学金を受けたことがある	

教育弘済会記入欄

裏面につづく

受付日		受付番号		-
-----	--	------	--	---

給付奨学金希望理由等

以上のとおり記載に相違ありません。

(記載上の注意)

- 1 生徒・親権者又は身元保証人欄はそれぞれ本人が自署してください。
(申請時の年齢が18歳以上の場合、身元保証人について記入してください。)
- 2 印鑑は生徒と親権者又は身元保証人で、それぞれ別の印鑑を使用してください。
- 3 「個人情報の取扱いについて」
 - 当会は、適正に取得した個人情報を当会の奨学事業の運営のために利用します。
 - 当会の個人情報の取扱いについては、当会ホームページ (<http://www.nikkyoko.or.jp>) をご覧ください。

《学校担当の方へご記入をお願いしてください》

連絡先名		連絡先電話番号	() -
担当者名			
担 任 名			

※

決定番号					
決定年月日	年	月	日		

※ 記入漏れ等がないよう、ご確認ください。

給付奨学生申請書

令和7年度

令和7年××月××日

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
 理事長 鈴木 岐 殿
 公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部
 支部長 杉山 繁 殿

記入例

貴会募集の高等学校等給付奨学生としてご採用いただきたく、申請いたします。
 また、裏面「個人情報の取扱いについて」の事項を確認し了承しました。

給付申請金額 10万円

生徒(申請者)	フリガナ	キョウコウ サブロウ	性別	生年月日		
	氏名	自筆 → 教弘 三郎 (教弘印) 男・女	平成	××年××月××日 (満××歳)		
親権者又は身元保証人	フリガナ	キョウコウ ジロウ	続柄	本人の(父)		
	氏名	自筆 → 教弘 二郎 (教弘印)				
現住所	〒	310 - 1234		茨城県〇〇市〇〇町××番地××		
	TEL	××× (×××) ××××				

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先(学校名)	収入・所得(年収)	※
祖父	教弘 一郎	××	無職	所得証明書の金額をご記入ください	789,456円	
父	教弘 二郎	××	会社員	(株)〇△□	1,234,567円	
母	教弘 幸子	××	無職		0円	
本人	教弘 三郎	××	高校生	関東高等学校	円	
弟	教弘 四郎	××	小学生	関東第一小学校	円	
					円	
					円	
合計	5人			同居世帯者すべての年収を1円単位まで合算してください。	2,024,023円	

本人及び家族の状況

申請資格確認及び「加算額」算出等に必要な諸証明書(該当する項目の□に✓を記入ください。)

内容	必要な諸証明書
(1) □ 生活保護法に基づく保護を受けている	□ 生活保護受給証明書(原本)
(2) ✓ 主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免されている	✓ 令和7年度 非課税証明書(原本)
(3) □ 家族の中に障害のある人がいる世帯	□ 障害者手帳又は国民年金証書写し
(4) □ 居住する住居が借家・借間で家賃支払いがある世帯	□ 賃貸借契約書写し又は家賃支払いの証明書等(家賃支払いに関する記載があるものの写し等)
(5) □ 医療費・居宅介護等の支払いがある世帯	□ 医療費等領収書の写し(合計 円)
(6) □ 1人親世帯 父母の一方又は両方が欠けている世帯	
(7) ✓ 家族の中に小・中学校並びに高等学校へ就学している者がいる世帯 ✓ 小学生 (1人) □ 中学生 (人) □ 高校生 (人) 本人を除く	
(8) □ 過去に公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部より給付奨学金を受けたことがある	

裏面につづく

教育弘済会 記入欄			
受付日		受付番号	-

給付奨学金希望理由等

事情等を詳しくご記入ください。

以上のとおり記載に相違ありません。

(記載上の注意)

- 1 生徒・親権者又は身元保証人欄はそれぞれ本人が自署してください。
(申請時の年齢が18歳以上の場合、身元保証人について記入してください。)
- 2 印鑑は生徒と親権者又は身元保証人で、それぞれ別の印鑑を使用してください。
- 3 「個人情報の取扱いについて」
 - 当会は、適正に取得した個人情報を当会の奨学事業の運営のために利用します。
 - 当会の個人情報の取扱いについては、当会ホームページ (<http://www.nikkyoko.or.jp>) をご覧ください。

《学校担当の方へご記入をお願いしてください》

連絡先名	茨城県立関東高等学校	連絡先電話番号	(×××)×××-××××
担当者名	〇〇 〇〇		
担 任 名	□□ □□		